

つみたて暗号資産サービス約款 新旧対照表

2021年6月2日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
1 頁目	<p>第2条（定義）</p> <p>1 （以下、略）</p> <p>2 （以下、略）</p> <p>3 「積立設定値」とは、最小積立金額から最大積立金額の範囲内でお客様が設定し、<u>お客様の指定した積立頻度</u>で、当社指定日に当社開設済み口座から引き落とされる金額のことをいいます。</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>1 （以下、略）</p> <p>2 （以下、略）</p> <p>3 「積立設定値」とは、最小積立金額から最大積立金額の範囲内でお客様が設定し、<u>毎月1回</u>、当社指定日に当社開設済み口座から引き落とされる金額のことをいいます。</p>
2 頁目	<p>第6条（暗号資産の積立）</p> <p>1 当社は、積立日にお客様が指定した暗号資産を積み立てるため、お客様が指定した積立設定値に相当する数量（但し、販売所サービスにおける取引単位以下の数量は切り捨てるものとします。第4項において同じ。）の暗号資産を、次項以下の定めに従って自動的に買い付けます。但し、第11条各号のいずれかに該当する場合は、買付は行わないものとします。</p> <p>2 （以下、略）</p> <p>3 （以下、略）</p> <p>4 当社は、積立日において、販売所サービスを利用する方法により、買付価格をもって、前項に基づきお客様が指定した積立設定額に相当する数量の暗号資産を自動的に買い付けるものとし、買付時に、お客様の口座から買付資金を引き落とすこととします。なお、複数銘柄の積立を設定していた場合は、積立設定を行った日付順で買付けされます。</p>	<p>第6条（暗号資産の積立）</p> <p>1 当社は、<u>毎月</u>、積立日にお客様が指定した暗号資産を積み立てるため、お客様が指定した積立設定値に相当する数量（但し、販売所サービスにおける取引単位以下の数量は切り捨てるものとします。第4項において同じ。）の暗号資産を、次項以下の定めに従って自動的に買い付けます。但し、第11条各号のいずれかに該当する場合は、買付は行わないものとします。</p> <p>2 （以下、略）</p> <p>3 （以下、略）</p> <p>4 当社は、<u>毎月</u>の積立日において、販売所サービスを利用する方法により、買付価格をもって、前項に基づきお客様が指定した積立設定額に相当する数量の暗号資産を自動的に買い付けるものとし、買付時に、お客様の口座から買付資金を引き落とすこととします。なお、複数銘柄の積立を設定していた場合は、積立設定を行った日付順で買付けされます。</p>

つみたて暗号資産サービス約款 新旧対照表

2021年6月2日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
5 頁目	附則 2020年12月16日 制定 2021年 6月 2日 改訂	附則 2020年12月16日 制定

以 上